

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため  
経済制裁の延長などを求める意見書

北朝鮮は、拉致被害者に関する再調査を行うという昨年6月の日朝実務者協議での約束を何ら果たそうとせず、その姿勢からは、拉致問題解決に向けた誠意がまったく感じられない。

また、昨年10月に米国による北朝鮮のテロ支援国家指定が解除されたことは、拉致問題の解決に大きな影響を与えている。

現在、国は北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止措置を行っているが、その期限が4月13日に到来することから、現下の情勢に鑑み、引き続き、経済制裁を延長して北朝鮮に圧力をかけ続ける必要がある。

今般、ヒラリー・クリントン米 국무長官が北朝鮮による日本人拉致被害者の家族と面会し、拉致問題について理解を示されているが、日本人拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめ国際社会に対して強い支持と協力を求め、拉致問題の解決に向けた国際協調をさらに強化していくことが必要である。

よって、国におかれては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないという従来の方針を堅持しながら、拉致被害者に関するあらゆる情報収集活動を一層強化するとともに、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、経済制裁延長を含めた積極的な行動をとることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗